

貸倒引当金割増率特例制度の延長

Q 法人税における事業協同組合に対する貸倒引当金繰入れに関する特例制度として、法定繰入率の適用が認められているほか、繰入率の16%割増しも認められています。この割増し特例の適用期限が平成19年3月31日までとなっていました。平成19年度の改正において、その適用期限の延長がなされているのでしょうか。

A 中小企業に対する貸倒引当金の特例として、「一括評価債権に対する繰入限度額」の計算に当たり、一般に適用される「貸倒れ実績率」に代えて、次の「法定繰入率」を適用することがみとめられている（措法57の9、措令33の8）。

主たる事業	法定繰入率（％）
卸売業・小売業（飲食店業・料理店業を含む）	1.0
製造業	0.8
金融業・保険業	0.3
割賦販売小売業	1.3
その他の事業	0.6

この特例が適用される中小企業の範囲は、資本金が1億円超の普通法人と相互会社を除く法人であり、事業協同組合については、出資額のおいかに関わらずすべての組合に適用される。

加えて、協同組合等の繰入限度額は、一般に適用される貸倒れ実績率又は中小企業特例の法定繰入率により算出した繰入限度額について16%の割増しが認められている（措法57の9）。この適用は、平成17年度の改正により、平成19年3月31日までに開始する事業年度とされていたが、平成19年度改正において、平成21年3月31日までに開始する事業年度まで、さらに2年間の延長が行なわれている。